



株式会社 九州ブロス

有料職業紹介事業者許可番号

40-ユ-300170

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就業した者が入社日から2か月以内に自己都合により退職、又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から雇用期間に応じて次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1週間以内の場合、紹介手数料の100%
- (2) 入社後1週間を超え1ヶ月以内の場合、紹介手数料の70%
- (3) 入社後1ヶ月を超え2ヶ月以内の場合、紹介手数料の50%

但し、就職した者が一方的な解雇及び採用時の労働契約と著しく異なる事を起因とする退職の場合、いったん受領した紹介手数料及びその消費税相当額は返却致しません。

又、返戻金制度は、有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。